

木曾岬町農業委員会総会会議録

令和8年3月5日

木曾岬町農業委員会

木曾岬町農業委員会会議録

令和8年3月5日午後7時00分に、木曾岬町農業委員会総会は木曾岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

| | | |
|----|----|-----|
| 1番 | 水谷 | 正行 |
| 2番 | 伊藤 | 忠司 |
| 3番 | 穂 | 己紀男 |
| 4番 | 横井 | 善彦 |
| 5番 | 花井 | 一好 |
| 6番 | 白木 | 悟 |
| 7番 | 岡村 | なつ枝 |
| 8番 | 岡村 | 昇 |
| 9番 | 白木 | 斉 |

3. 欠席委員は次のとおりである。

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

| | |
|----|----|
| 伊藤 | 正人 |
| 加藤 | 英二 |
| 伊藤 | 正樹 |
| 伊藤 | 守 |

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

| | | |
|------|----|----|
| 事務局長 | 中山 | 重徳 |
| 事務員 | 服部 | 彰宏 |

6. 会議の書記は次のとおりである。

| | | |
|------|----|----|
| 事務局長 | 中山 | 重徳 |
|------|----|----|

7. 会議の議案は次のとおりである。

| | |
|-------|----------------------|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第2号 | 非農地証明願について |

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

9. 会議

会議内容は次のとおりである。

(開会の挨拶)

議 長

本日は、農業委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。

只今より、木曾岬町農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は伊藤恒久推進委員1名です。

よって出席委員は、農業委9名、推進委員4名です。本日の会議が成立します事をお伝えいたします。

(書記の指名)

議 長

次に、書記の指名を行います。

書記には、中山事務局長 を指名したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

それでは、中山事務局長 よろしくお願ひ致します。

議 長

只今より会議に入ります。各議案につきまして、よろしくご審議の程お願ひ申し上げます。

(午後7時00分 開会)

議 長

農業委員会会議規則第13条の規定により、出席委員さんの中から議事録署名者を2名、選出することになっておりますことから、本日の議事録署名者として、岡村昇農業委員、水谷正行農業委員にお願ひ致します。

ご両名の方、よろしくお願ひ致します。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地証明願について

以上の2議案を上程致します。

只今上程した議案の内容について、事務局の説明を求めます。

事務局

総会事項書に基づき説明をさせていただきます。

まず、事項書2ページをご覧ください。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明をさせていただきます。本件については所有権移転3件です。

3-1番については、 筆の ㎡のうち、 の所有権移転です。

3-2番については、 筆の ㎡のうち、 の所有権移転です。

まして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。
はじめに推進委員の「加藤英二委員」のご意見をお願いします。

加藤英二委員
議長

問題ありません

次に農業委員の「横井善彦委員」のご意見をお願いします。

横井善彦委員
議長

問題ないと判断しました。

他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

水谷正行委員
事務局

家族への所有権移転をすると相続税はかからないのか。

税金の関係は詳しくは分からないが、土地所有者が亡くなれば土地の相続には相続税がかかります。売買の場合は所得税、贈与では贈与税とそれぞれ税金がかかります。それぞれ年間にどれだけまでは税金がかからない上限が決まっていますので、節税として贈与税がかからない範囲で相続人になる方へ贈与するということがあるそうです。相続税は亡くなった時点から遡って何年間かは贈与分も対象となるということです。

議長

それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「3-2」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。
はじめに推進委員の「加藤英二委員」のご意見をお願いします。

加藤英二委員
議長

特に問題ありません。

次に農業委員の「樋己紀男委員」のご意見をお願いします。

樋己紀男委員
議長

問題ありません。

他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(特になし)

議長

それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「3-3」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。
はじめに推進委員の「伊藤正樹委員」のご意見をお願いします。

伊藤正樹委員

問題ありません。

議 長 次に農業委員の「花井一好委員」のご意見を申し上げます。

花井一好委員 同じく問題ありません。

議 長 他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

白木悟委員 今回の3-3番は通常の農地法3条であるが、中間管理機構の売買であれば800万の控除を受けられると思うがそれは使わないのか。

事務局 委員の言われるように、以前あった案件のように中間管理機構を通して売買すると800万円の控除の受けられる特例売買という制度を使う事はできます。今回の案件は相談のあった段階では仲介事業者が入った状態でしたので案内はしていません。

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第2号 非農地証明願について」の「1番」につきまして、ご質疑等がありましたらご発言願います。

白木悟委員 説明にあったように隣接地は違反状態であるため、本来は同時に申請して同時に是正してもらいたい。この後是正されないということが内容にしっかりと指導を進めてもらいたい。

事務局 申請者には違反状態にあること、是正指導をしています。農地法違反にあることは変わらないので、適切に申請するよう指導を続けていきます。

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは採決に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「3-1」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員により、「3-1」は、原案どおり可決決定致します。

議 長 次に「3-2」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。
挙手全員により、「3-2」は、原案どおり可決決定致します。

議 長

次に「3-3」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。
挙手全員により、「3-3」は、原案どおり可決決定致します。

議 長

続きまして、「議案第2号 非農地証明願について」の「1 番」について非農地であることを証明することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。
挙手全員により、「1 番」について非農地であることを証明することとします。

議 長

以上で本日の議題の審議は全て終了致しました。
長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。
これをもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。

(午後 7 時 30 分 閉会)

会 長

次に、その他事項について事務局から説明をいただきます。

事務局

特にありません。

会 長

それでは、次回開催日ですが、県申請書締切の都合等により4月6日(月)午後7時、現地確認は午後5時で予定致しますので、よろしく願います。
その他の事項についても、ご意見はございませんか。

会 長

その他特にご意見もないようですので、その他につきましても協議を終了させていただきます。

それでは、これをもちまして、農業委員会総会を散会させていただきます。
長時間にわたりありがとうございました。

(午後 7 時 32 分 散会)

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は

正確であることを証するためにここに署名する。

令和8年 月 日

木曾岬町農業委員会 会長

木曾岬町農業委員会 委員

木曾岬町農業委員会 委員